

風水害（台風・集中豪雨等）における公設放課後児童クラブの臨時休所措置等に係るガイドライン

1 目的

市は、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に児童、放課後児童クラブ従事者の生命及び身体の安全を守るため、市内の対象施設（以下「施設等」という。）における臨時休所措置等の判断基準及び対応方針を定めたガイドラインを策定する。

2 対象施設

公設放課後児童クラブ

3 臨時休所等の判断

市は、台風や集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断した場合は、本ガイドラインに基づいて、施設等における臨時休所、登所自粛要請等の決定を行う。

ただし、現に危険が迫っている状況である場合を除き、施設等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に施設等と対応を協議する。

4 臨時休所及び登所自粛要請の判断基準

次のいずれかに該当又は、今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休所又は登所自粛要請を行うことを基本とする。

ただし、判断基準に関わらず、あらかじめ危険が予測される場合や、施設等やその周辺の被害状況等によっては、臨時休所又は登所自粛要請を行うことがある。

(1) 臨時休所

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休所とする。

ア 気象庁から綾瀬市に特別警報（大雨、暴風）が発令、又は発令される可能性が高い場合

イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示）が発令、又は発令される可能性が高い場合

ウ 河川氾濫・土砂災害等、登所することに危険がある場合

- エ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（広範囲・長時間）
- オ 道路の通行止め等により登退所できない状況が発生している場合
- カ その他、災害の状況により施設に被害が想定され、安全な保育の実施に影響がある場合

(2) 登所自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者へ登所自粛要請を行う。

- ア **警戒レベル3**の避難情報（高齢者等避難）が発令、又は発令される可能性が高い場合
- イ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（一部の範囲・短時間）

※参考

警戒レベル	行動を促す情報	施設等の対応
5	災害発生情報 【綾瀬市が発表】 (既に災害が発生している状態)	臨時休所
4	避難指示 【綾瀬市が発表】	
3	高齢者等避難 【綾瀬市が発表】 (高齢者等に子どもも含まれる)	登所自粛要請
2	大雨、洪水等注意報 【気象庁が発表】	・情報収集と災害への備え ・臨時休所等を視野に入れた対応、準備
1	早期注意情報 【気象庁が発表】	

※洪水浸水想定、土砂災害警戒区域に所在する施設等は、より一層の警戒が必要であり、他の施設等より早い段階での臨時休所等の決定を行う場合が想定される。

5 臨時休所等に伴う対応方針

(1) 登所状況による対応方針（保護者への連絡等）

対 応	決定・周知の時期	登所前	登所後
臨時休所	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知	登所せずに自宅待機する。	至急のお迎えを依頼する。ただし、道路状況等、危険な場合は安全な状況になってから、速やかなお迎えを行うよう依頼する。
登所自粛要請	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知	できる限り登所を自粛するよう促す。	できる限り速やかなお迎えを行うよう依頼する。

(2) 臨時休所等を行う場合の連絡体制

ア 臨時休所又は登所自粛要請を行う場合は、市のホームページ、メール配信等（あやせ安全・安心メール、施設等の連絡メール含む）により保護者に対し速やかに周知する。

イ 臨時休所する場合は、施設等の入口に臨時休所する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3) 緊急事態に対して施設へ駆け付けられる体制の確保

施設等の責任者は、緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制を確保する。

(4) 開所時間中の臨時休所等に係る応急保育

施設等は、保護者のお迎えが終了するまで、安全に配慮し保育を行う。

(5) 臨時休所等を解除し保育を再開する目安

避難指示が解除され、施設の運営に支障がないことが確認できた場合は、臨時休所等を解除し保育を再開する。

6 保護者等への説明・周知

保護者会や入所説明会等、あらゆる機会を捉え、平常時から保護者に対し臨時休所等の取り扱いについて、十分な説明、周知を行う。